

町立芦屋中央病院事業検討委員会
答申書

平成24年3月22日

町立芦屋中央病院事業検討委員会

目 次

はじめに	1
1 諮問及び委員会の設置.....	2
2 答申	3
3 答申に至る経過	5
(1) 町立芦屋中央病院の現状について.....	5
(2) 住民アンケートの原案について.....	7
(3) 住民アンケート集計結果について.....	8
(4) 町立芦屋中央病院の施設整備方針について.....	8
(5) 移転候補地について.....	10
(6) 移転建替えを実施した場合の今後の経営的影響について.....	10
(7) 病院へのアクセスについて.....	11
(8) その他について.....	11
町立芦屋中央病院事業検討委員会設置要綱.....	12
町立芦屋中央病院事業検討委員会委員名簿.....	13
町立芦屋中央病院事業検討委員会委員会審議経過.....	14

はじめに

町立芦屋中央病院は、昭和51年に開設（一般病床103床）され、以来芦屋町をはじめとした遠賀郡4町（芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町）に加え北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、住民の健康・福祉の増進に大きく貢献されてきました。平成12年には病棟を改修し、一般病床97床、療養型病床（医療療養型、介護療養型）40床の合計137床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めています。「地域住民に信頼される病院」、「地域医療機関に信頼される病院」、「職員に信頼される病院」の3つの理念を開設当時から掲げ、地域住民の健康維持に努められているだけでなく、経営状況の悪化が相次ぐ自治体病院の中で健全経営をされ、平成18年には自治体立病院優良病院表彰、平成19年には自治体立病院優良病院総務大臣表彰を受賞されています。

この町立芦屋中央病院は開設35周年を迎え、施設面において老朽化が著しく、平成22年度から今年度にかけて応急的な改修措置を講じることで病院機能の維持に努めておりますが、中長期的に現存の施設にて継続して医療提供をすることが困難な状況となっています。このことを踏まえ、病院事業及び町立芦屋中央病院の施設整備について、調査・分析を行い総合的に町立芦屋中央病院の今後のあり方について方向性を見出すことが必要となっています。

この病院の運営状況を背景に、平成23年12月に有識者および住民代表者から構成される「町立芦屋中央病院事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」が設置され、芦屋町長より4つの諮問を提示されました。そこで検討委員会では、諮問の趣旨に沿って多角的観点での議論と検討を重ねた結果、ここに町立芦屋中央病院事業にかかる答申をいたします。

町立芦屋中央病院事業検討委員会

委員長 八尾 恒良

1 諮問及び委員会の設置

「検討委員会」は、芦屋町長の委嘱を受けた14名の委員で構成され、諮問事項および委嘱期間は下記のとおりである。

諮問事項

1. 町立芦屋中央病院の役割について
2. 経営のあり方について
3. 施設のあり方について
4. その他、上記の目的達成のために必要な事項

委嘱期間

平成23年12月8日から平成24年3月31日まで

「検討委員会」は町立芦屋中央病院事業検討委員会設置要綱に従って運営される。

株式会社日本経営エスディサポートが『町立芦屋中央病院事業検討委員会支援業務』を受託した。

2 答申

病院が住民にとって必要かどうかについて検討を行うため、住民アンケートを実施した。住民アンケートの結果が町立芦屋中央病院は、「絶対に必要である」、「どちらかといえば必要である」と回答した割合が92.5%と非常に高かった。町立芦屋中央病院は今後も存続することが「検討委員会」のみならず町民の願いであると考えられた。

町立芦屋中央病院は「芦屋町耐震改修促進計画」の中で防災拠点病院として定められているにも関わらず、そのための耐震基準を満たしていないこと、また今後も町立芦屋中央病院が存続する施設整備を実施することが必要であると合意したことから、「検討委員会」では町立芦屋中央病院の施設整備の実施について①大規模改修、②現地建替え、③移転建替えの3つの方法について検討した。①大規模改修に関しては、多額の費用がかかることのほかに、現病院に対して耐震工事を施すことで、工事期間中の病棟閉鎖を余儀なくされ、それによって大幅な減収となり経営的損害も生じることが考えられた。また、騒音・振動・粉塵の問題、職員の離職、利用者および職員動線が改善されないことなどの定性的課題も多いことから、町立病院としての役割が果たせなくなるため見送られた。②現地建替えに関しては、現敷地内の空きスペースに現病院と同等の建築面積を確保することは物理的に不可であり、現状病床数を維持するとなると現病院よりも高い建築物としなければならなくなった。その場合、日影規制の問題が生じ、現在の敷地内の空きスペースに現規模と同等の病院が建築できる可能性が低いと考えられた。そのため、現地建替えをすとなった場合、建物の一部を取り壊してから建築することを数回に分けて実施しなければならず、大規模改修の場合と同様の定性的課題が生じることが考えられた。さらに、工事期間が長期化するため多くの費用がかかるほか、患者へ及ぼされる影響も長期に亘ることから、この場合も町立病院としての役割が果たせなくなるため見送られた。一方、病院事業継続の合理性かつ効率性を欠く大規模改修および現地建替えに対して、③移転建替えは大規模改修よりも初期費用が多いものの、工事期間中も入院患者・外来患者等の病院利用者に迷惑をかけずに済むといった大きなメリットがあると考えられた。これまでの病院経営の健全性および過疎債の活用を踏まえると、他会計繰入金を基準額どおり適正に繰入れられた場合、移転建替え後もある程度は経営的に安定することが見込まれると考えられた。芦屋町は人口減少予測に伴い医療需要も減少すると予測されているが、候補地への移転によって需要増が見込まれており、経営

の安定化も期待できる。また、移転によって想定される懸念事項として挙げた移転地と利用者アクセスについては、現病院の敷地面積が確保できる町有の候補地が総合運動公園内造成地に選定されたこと、芦屋町にて地域公共交通の見直しが検討され始めていることで解決の見通しが立った。

町立芦屋中央病院の移転建替えについては、病院建設と平行して経営改善の基盤強化をはかっていくことが望ましい。現有の急性期機能、リハビリ機能、慢性期機能、そして在宅機能を有機的かつ積極的に発揮され、芦屋町だけでなく、より広範囲の地域住民の健康をまもる医療機関となることを期待する。そして、地域住民への医療サービスの格段の向上のみならず、それによって経営的にも好影響がもたらされることを期待する。

以上より、「検討委員会」での答申は以下のとおりである。

- 1) 芦屋町民の意向を踏まえると、今後も町立芦屋中央病院は存続することが望ましい。
- 2) 老朽化した施設に対しては、防災拠点病院としての耐震基準をクリアすべき観点も含めると町立芦屋中央病院の施設整備を実施する必要性が非常に高く、移転建替えが最も望ましい。
- 3) 移転候補地は、総合運動公園内造成地の町有地が望ましい。
- 4) 総合運動公園内造成地へ移転した場合は、患者増が見込めるため、収益増が期待できるが、今まで以上に経営努力し経営の安定化をはかっていくことが望まれる。
- 5) 芦屋町民の新病院へのアクセスの均衡を今後検討する必要がある。
- 6) 町立芦屋中央病院が将来担うべき新たな機能（医療・看護・介護の詳細、診療科構成など）を今後検討する必要がある。
- 7) 一般会計繰入金の適正化を今後検討する必要がある。
- 8) 訪問看護事業における、特別会計から病院事業会計への切り替えを今後検討する必要がある。
- 9) 病院事業継続のための経営形態を今後検討する必要がある。

3 答申に至る経過

「検討委員会」は、町立芦屋中央病院事業検討委員会設置要綱に従って運営され、それぞれの専門的知識を有する者の意見に加え、町民の意見をその検討に反映することを委員会運営の方針とした。そのため、町民からの委員を町内各種団体のほか、公募にて2名選考し、「検討委員会」の検討プロセスの透明性を十分に確保しながら、「検討委員会」を開催した。

(1) 町立芦屋中央病院の現状について

① 病院の概要について

病院名： 町立芦屋中央病院

所在地： 福岡県遠賀郡芦屋町幸町8番30号

標榜診療科： 内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、小児科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科
(13診療科)

病床数： 137床 (一般97床、医療療養10床、介護療養30床)

施設基準： 一般病棟入院基本料(10:1)、療養病棟入院基本料(25:1)、救急医療管理加算、療養環境加算、重傷者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算1、栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算、入院時食事療養I、小児科外来診療料、地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料、薬剤管理指導料、検体検査管理加算(II)、画像診断管理加算2、CT撮影およびMRI撮影、心大血管リハビリテーション料I、脳血管疾患リハビリテーション料II、運動器リハビリテーション料I・II、呼吸器リハビリテーション料I、透析液水質確保加算、麻酔管理料(I)

保有医療機器： 内視鏡システム2台、各種内視鏡スコープ16本、超音波内視鏡、アルゴンプラズマ、CT装置（16列マルチ）、DR遠隔TV装置、CアームFPDTV装置、乳房撮影装置、外科用イメージ、一般X線撮影装置（CR）×2台、ポータブル撮影装置、骨密度撮影装置、心臓超音波検査装置、腹部超音波検査装置、画像配信ネットワークシステム、透析装置30台 等

その他特徴： 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、腎センター（人工透析）、手術室（3室）

職員数： 111.5名（うち医師：17名、看護師：62名、准看護師：2名、薬剤師：4名、臨床検査技師：4名、理学療法士：3名、作業療法士：2名、放射線技師：4名、管理栄養士：2名、臨床工学士：2名）

（平成23年12月現在）

② 経営状況について

○ 状況

他会計負担金が基準額約1億3千万円に対して約6千万円程度しか繰入られていないにも関わらず、平成12年度より毎年経常収支で黒字計上をしている。平成18年に自治体立病院優良病院表彰、平成19年に自治体立病院優良病院総務大臣表彰を受賞し、安定した経営を維持してきている。

○ 訪問看護事業

病院職員がたずさわっているが、会計は町の特別会計で病院とは別になっている。今後これを是正することが必要であると議論された。

○ 引当金

退職引当金累積額は約2億円となっており、全職員の退職によって必要となる額が約5億5千万円となることから、今後も継続して積み上げていく必要があると議論された。修繕引当金累積額は約6千万円となっており、全ての修繕をまかなえないことから今後も継続して積み上げていく必要があると議論された。

③ 施設老朽化について

○ 状況

町立芦屋中央病院は昭和51年10月に開院し、35年が経過した施設であり、給排水設備をはじめ、耐用年数が過ぎている設備が多く、老朽化が著しくなっている。第5次芦屋町総合振興計画においては、地域住民に安全で安心な医療を提供するため、老朽化の進む病院施設について対応を検討することと位置づけられている。大規模改修に必要な項目における試算では、建築、電気設備、空調設備、給排水衛生設備が対象となっており、一層の老朽化が進んでいる町立芦屋中央病院の早急な施設整備が求められている。

○ 施設整備への対応

第5次芦屋町総合振興計画において、町立芦屋中央病院の施設整備の必要性がうたわれているが、その対応が完全になされていなかった。そのため、早急に対応することが望ましいと意見が出た。

施設整備への対応については「検討委員会」の中でも重要な事項として位置づけられた。

(2) 住民アンケートの原案について

○ アンケート実施の必要性

今回の町立芦屋中央病院事業の検討にあたり、町立芦屋中央病院の必要性と住民の医療ニーズを把握するためアンケート調査を実施することで全会一致した。

○ アンケート帳票文案

「検討委員会」で議論・検討し文案作成とした。「検討委員会」の中で各委員から意見を出し、追記・修正を施した。

○ 実施要綱

対象は芦屋町の20歳以上の人口約12,000人のうち、2割の2,400人

に送付することとした。これは、以前にマスタープラン作成の際のアンケートで2,000人に送付し、回収率が約5割であった実績を踏まえ決定された。今回のアンケート回収率も約5割を見込むものであった。

アンケート対象の町民は無作為抽出とし、12月中旬の発送、1月上旬に回収および集計とした。

(3) 住民アンケート集計結果について

今回のアンケートは、無作為抽出した芦屋町民の20歳以上の方2,400件に対して実施し、回答数1,230件（回収率51.25%）であった。

問20 「町立芦屋中央病院は必要でしょうか」に対して、「絶対に必要である」59.9%、「どちらかといえば必要である」32.6%であり、病院を必要としている住民は92.5%であった。このことから、今後も町に病院は必要であり、病院事業は継続していく前提で今後の議論をしていくことで全会一致した。

(4) 町立芦屋中央病院の施設整備方針について

町立芦屋中央病院の施設整備方針としては、①大規模改修、②現地建替え、③移転建替えの3つが考えられたため、それぞれについて議論・検討していくこととなった。ただし、「芦屋町耐震改修促進計画」の中で、町立芦屋中央病院が防災拠点建築物として定められており、昨年3月11日の東日本大震災等の災害も想定し、耐震工事は必須であるという前提で議論・検討することとなった。

○ 大規模改修

主要な大規模改修費用1,224,199千円、耐震工事費用200,000千円、耐震工事による患者減少分の想定減収額1,000,000千円の計2,424,199千円が試算された。また、平成13年から実施している保存工事の年平均費用が22,269千円となっており、今後も定期的に費用が発生することが予測された。さらに、騒音・振動・粉塵の問題により利用者の環境が悪化すること、一時的な病棟閉鎖による利用者の流出、職員の離職、利用者動線、職員動線が改善されないこと、施設の機能回復はされても、機能向上はなされないことなどの定性的な課題が多くあり、町立芦屋中央病院としての役割を果たせなくなるのが大き

な懸念事項であった。定量的（費用的）および定性的な課題も合わせると、大規模改修によって現病院を維持することは合理的ではないと全会一致した。

○ 現地建替え

現在の病院敷地内で建替えるとなると、狭い領域しかないため建物の高さが高くなる。そうすると日影の規制があり訴訟等の問題が発生する可能性があり、現地建替えが困難ではないかと議論・検討した。また、現病院の隣接地に墓地があり、不快に感じる利用者が多くいるという観点からも望ましくないと意見が出た。さらに、上記課題を解決した場合でも、現地建替えをすとなると建物の一部を取り壊してから建築することを数回に分けて実施しなければならない、大規模改修の場合と同様の定性的課題が生じることが考えられた。さらに、工事期間が長期化するため多くの費用がかかるほか、患者へ及ぼされる影響も長期に亘ることから、この場合も町立病院としての役割が果たせなくなり、現地建替えも合理的ではないと全会一致した。

○ 移転建替え

移転建替えに関しては、①移転候補地の検討が必要、②移転地によっては、患者のアクセスの利便性が悪くなる可能性があること、③入院患者の移動が必要となり、一時的に患者に負担をかけること、④平成12年に建築した病棟が耐用年数に達しない状況で移転するため、無駄になってしまうこと、⑤現病院の取り壊しが必要となり、土地の活用策を検討しなければならないことなどのデメリットがあるものの、大規模改修や現地建替えで挙げられた課題はなくなり、町立病院としての役割を果たすことが工事期間中も維持できるため、移転建替えが望ましいと全会一致した。

ただし、移転候補地および患者アクセスの均衡化（どの地区に住んでいる町民も病院にアクセス可能とすること）は議論・検討することとなった。

(5) 移転候補地について

現病院の敷地面積は18,557㎡であり、移転建替後も同規模の敷地を想定したため、20,000㎡のまとまった土地であることが候補地の最低条件とされた。

候補地として挙げられたのが、芦屋競艇場、町営住宅(高浜地区または緑ヶ丘地区)、大君焼却場跡地、総合運動公園内造成地の5箇所であった。

芦屋競艇場は、小さな土地が点在しており、20,000㎡のまとまった土地が確保できないため不適切となった。

町営住宅(高浜地区)は、町有地であるものの20,000㎡未満の敷地であるため不適切となった。

町営住宅(緑ヶ丘地区)は、策定中の長寿命化計画の中で今後も使用していくことが決まっているため不適切となった。

大君焼却場跡地は、20,000㎡以上の広大な町所有の未使用地であるものの、前用途がゴミ焼却施設・最終処分場であったこと、さらには埋め立てによって造成されており地盤がゆるいことなどの理由で不適切となった。

総合運動公園内造成地は、20,000㎡以上の町所有の未使用地であった。この土地は、特定地域開発就労事業に該当するため使用には国との協議が必要ではあるものの、幹線道路沿いであるため車でのアクセスに利便性が高いこと、地盤が岩盤で強固であり、高台でもあることから地震等の災害被害も受けにくいことなどの理由から最も適切ではないかと議論・検討された。

最終的に大君焼却場跡地と総合運動公園内造成地との検討を行ったが、総合運動公園内造成地が移転候補地としては適切であることで全会一致となった。

(6) 移転建替えを実施した場合の今後の経営的影響について

これまでの病院経営実績をもとに、過疎債の活用と他会計繰入金を基準額どおり適正に繰入れられることを前提に試算をすると、移転建替後もある程度は経営的に安定することが見込まれると考えられた。また、芦屋町の将来人口は減少すると予測されており、それに伴い医療需要も減少すると予測される。しかしながら、総合運動公園内造成地へ移転した場合は、当該地が北九州市若松区と隣接しているため、現状地よりも患者増が見込めるため、収益増が期待でき経営の安定化が図れると考えられる。

(7) 病院へのアクセスについて

総合運動公園内造成地への移転を想定した場合、アクセスの整備が必要であるが、芦屋町の地域公共交通について関係部局でも検討され始めており、今後も継続して働きかけを行っていくことが必要であることで全会一致した。

(8) その他について

○ 救急搬送

移転することによる救急搬送への悪影響が懸念されたが、移転候補地は現状地から1～2 kmの距離にあることから、救急搬送への対応も現状と変わりなく可能であるため、特に問題はないと考えられる。

町立芦屋中央病院事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 町立芦屋中央病院の事業、施設等のあり方を検討するため、町立芦屋中央病院事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に第2条に定める者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事務室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

町立芦屋中央病院事業検討委員会委員名簿

1	や お つねよし 八尾 恒良	医療法人佐田厚生会 佐田病院 名誉院長 福岡大学名誉教授 元福岡大学筑紫病院院長	委員長
2	のぶとも こういち 信友 浩一	福岡市医師会成人病センター院長 元九州大学大学院教授	副委員長
3	まつだ しんや 松田 晋哉	産業医科大学 医学部 公衆衛生学教室教授	副委員長
4	いしまつ みつぎ 石松 貢	老人クラブ連合会	
5	おつじ ゆたか 尾辻 豊	産業医科大学 第二内科学教授	
6	かきぎ りゅうじ 柿木 隆司	柿木医院院長	
7	さがた しげこ 佐潟 シゲ子	まつかぜ荘 施設長	
8	さだやす たかお 貞安 孝夫	聖和会クリニック院長	
9	しばた かずのり 柴田 和典	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監	
10	つるはら としゆき 鶴原 俊之	公募	
11	とよなが ただし 豊長 忠志	区長会	
12	なかにし まさよ 中西 雅代	公募	
13	ふじさき たかこ 藤崎 隆子	婦人会	
14	みやざき たまえ 宮崎 タマエ	民生委員・児童委員協議会	

(敬称略・副委員長以下 50 音順)

町立芦屋中央病院事業検討委員会委員会審議経過

● 第1回委員会

平成23年12月8日 15:00～17:30 芦屋町役場 44会議室

議事 (1) 町立芦屋中央病院の現状について

- ① 経営状況
- ② 施設老朽化の現況
- ③ その他

(2) アンケートについて

- ① 文案
- ② その他

(3) その他の事項

● 第2回委員会

平成24年1月19日 14:00～16:00 芦屋町役場 44会議室

議事 (1) 住民アンケート集計結果について

(2) 施設整備方針の検討について

- ① 大規模改修
- ② 現地建替え
- ③ 移転建替え

(3) その他の事項

● 第3回委員会

平成24年2月16日 14:00～17:00 芦屋町役場 課長会議室

議事 (1) 施設整備ごとの費用と経営的影響について

- ① 大規模改修
- ② 移転建替え

(2) 移転候補地について

(3) 移転建替えにおける患者アクセスについて

(4) 答申にむけての議論の総括について

(5) その他の事項

● 第4回委員会

平成24年3月22日 14:30～15:30 芦屋町役場 課長会議室

- 議事 (1) 答申書案について
(2) 議事録について
(3) その他の事項